

保護預り口座（当行債）取引関連諸規定

株式会社あおぞら銀行

目 次

【保護預り口座（当行債）取引関連規定】

共通規定	1
保護預り規定	4
保護預り口座運用規定	5
債券総合口座取引規定	6

【その他関連諸規定】

盗難通帳等による預金等の払戻被害に関する規定	8
反社会的勢力の排除に関する規定	10

保護預り口座（当行債）取引関連規定

- この取引関連規定は、当行が債券の新規発行を別に定める日（以下「債券発行終了日」といいます。）をもって終了した場合にこれに伴い当行所定の日に変更となる、保護預り口座取引・普通預金口座取引および総合口座取引にかかる当行の取扱いを記載したものであり、〔共通規定〕〔保護預り規定〕〔保護預り口座運用規定〕〔債券総合口座取引規定〕により構成されています。
- この取引関連規定では、あおぞら債券をリッシン、あおぞら債券（利子一括払）をリッシンワイド、割引あおぞら債券をワリッシン、割引あおぞら債券（保護預り専用）をあおぞらスーパーといいます。なお、これらを総称する場合は、単に債券といいます。

共通規定

1.（取扱店の範囲）

- (1) 普通預金の預け入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。以下同様とします。）については、通帳記載の取扱店（以下「取扱店」といいます。）のほか当行国内本支店のどこの店舗でもできます。
ただし、個人以外のお客さまの取扱店以外での普通預金の払戻しは、あらかじめ当行が認めたものにかぎりまます。
- (2) 前記(1)以外の取引は、取扱店にかぎりまます。

2.（通帳の提出等）

- お取引の際は、当行所定の用紙に必要事項を記入し、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）のうえ、通帳とともに提出してください。
ただし、ご送金による普通預金の預け入れなどのお取引については、かかる通帳の提出等をしていただく必要はありません。

3.（取引内容等の通知）

- お客さまの取引内容については、お取引のつど、あるいは定期的に発行する「ご案内」等によりお知らせします。

4.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳や印章を失った場合の普通預金の払戻し、保護預りする債券の払出し・買取り・払戻し、もしくは口座の解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当行所定の手数料をいただきます。
- (4) ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。
 - ②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。
 - ③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記①および②と同様に届出てください。
 - ④前記①から③までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
 - ⑤前記①から④までの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

5.（印鑑照合等）

- この取引において、諸請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（また

は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. (証券類の受入れ)

- (1) 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。
なお、証券類を受入れたときは、その証券類の決済された日を入金日として取扱います。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

7. (振込金の受入れ)

- (1) 普通預金には、為替による振込金を受入れます。
- (2) 普通預金への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

8. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 普通預金に証券類を受入れたときは、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を預金元帳から引落とし、その証券類は取扱店で返却します。
- (3) 前記(2)の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

9. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (2) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

10. (預金利息等)

普通預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算のうえ普通預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

11. (譲渡・質入れ等の禁止)

普通預金、保護預りする債券およびこれらにかかる契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利ならびに通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。

12. (預金の解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、取扱店に申出てください。
- (2) 次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行は普通預金取引を停止し、またはお客さまに通知することにより普通預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
① 普通預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または普通預金口座の名義人の意思

によらずに開設されたことが明らかになった場合

②お客さまが前記 11. に違反した場合

③普通預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3) 普通預金が、当行が別途表示する一定の期間お客さまによる利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行は普通預金取引を停止し、またはお客さまに通知することにより普通預金口座を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。

(4) 前記(2)および(3)により、普通預金口座が解約され残高がある場合、または普通預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳・届出の印章を持参のうえ、取扱店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

13. (保険事故発生時におけるお客さまからの相殺)

(1) ①保護預りする債券は、償還日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合にかぎり当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この債券が〔債券総合口座取引規定〕2. (3)により貸越金の担保となっている場合およびお客さまの当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

②普通預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、相殺することができます。なお、普通預金に、お客さまの当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、直ちに当行に提出してください。ただし、相殺により貸越金が〔債券総合口座取引規定〕2. (5)に準じて算定する新極度額を超えることとなるときは、新極度額を超える金額を優先して貸越金に充当することとします。

②前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①保護預りする債券は、計算期間を相殺通知が当行に到達した日およびその前日までとして、当行所定の計算により買取り、その取得金をもって、借入金等の債務の弁済にあてるものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

15. (規定の変更等)

(1) この取引関連規定の各条項および前記 12. (3)にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

保護預り規定

1. (受入れ)

- (1) リッシンワイド・あおぞらスーパーの受入れは、債券発行終了日までの間に、当行でお買い上げと同時に保護預りを依頼されたものにかぎります。
- (2) リッシン・ワリシンの受入れは、債券発行終了日までの間に、当行でお買い上げと同時に保護預りを依頼されたもののほか、本券の預入れもできるとされたものにかぎります。
- (3) 当行でお買い上げと同時に保護預けをする場合の債券の券面金額の種類は、当行で選び一括集中保管の形でお預りいたします。

2. (障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度の取扱い)

リッシン・リッシンワイドについては、障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度の適用を受けることができます。ただし、債券発行終了日までの間に、当行でお買い上げと同時に保護預りを依頼されたものにかぎります。

3. (払出し)

- (1) リッシンワイド・あおぞらスーパーについては、償還、預け替えまたは買取りを請求する場合を除き、本券の払出しの請求をすることはできません。
- (2) リッシン・ワリシンについては、お預りした券面金額の種類に関係なくご希望の券面金額の種類によって本券の払出しの請求をすることができます。ただし、本券の販売が行われていないリッシン・ワリシンについて、本券の払出しを請求することができるのは、買取請求に対する払戻しなど当行が適当と認めたものにかぎられるものとします。

4. (償還・利払)

お預りする債券の償還期日、または利払期日が到来したときは〔保護預り口座運用規定〕により取扱います。

5. (買取り)

保護預りする債券の買取請求があったときは、当行所定の計算により買取りのうえ、ご指定の方法により支払います。

ただし、リッシンワイドについては、償還期日の4年前の応当日以前においては、口座名義人の死亡その他、当行が事情やむを得ないと認める場合を除き、買取請求に対する払戻しをいたしません。

6. (解約)

保護預りする債券の口座を解約する場合には、お預りしたリッシンワイドで前記5. に定める買取請求のできないものがある場合を除き、すべて買取請求があったものとして取扱います。

7. (事故債券)

お預りした債券に対する公示催告等があり、損害が生ずることがあっても、当行は責任を負いません。また、この場合には、債券をお返ししないことがあります。

8. (振込手数料)

〔保護預り口座運用規定〕により行う、償還金、利金および割引料等の振込については店頭表示の振込手数料をいただきます。

保護預り口座運用規定

この規定は、保護預りコース別の運用方法を記載したものであり、以下の各コースについての取扱いが定められています。

なお、リッシン・リッシンワイド・ワリッシン・あおぞらスーパーの各満期コース・自動継続コースには受取用普通預金（専用預金）が自動開設されています。

- I. 満期コース（リッシン満期コース、リッシンワイド満期コース、ワリッシン満期コース、あおぞらスーパー満期コース）
- II. 自動継続コース（リッシン自動継続コース、リッシンワイド自動継続コース、ワリッシン自動継続コース、あおぞらスーパー自動継続コース）

I. 満期コース（リッシン満期コース、リッシンワイド満期コース、ワリッシン満期コース、あおぞらスーパー満期コース）

このコースは、債券発行終了日を経過した時点で保護預り中の債券のうち、後記II.でお預りするものとされた以外の債券を、以下の定めに従い、その償還日（リッシン・リッシンワイド5年満期、ワリッシン・あおぞらスーパー1年満期）までお預りするものです。

1.（利子のお支払い）

この口座に保護預り中のリッシンまたはリッシンワイドについて、利払日が到来したときは、その利子を当行所定の方法でお支払いします。

2.（償還金のお支払い）

この口座に保護預り中のリッシン、リッシンワイド、ワリッシンまたはあおぞらスーパーについて、償還日が到来したときは、その償還金を当行所定の方法でお支払いします。

3.（継続適用）

お客さまからとくにお申出のないかぎり、前記1.および2.の手続を継続します。

II. 自動継続コース（リッシン自動継続コース、リッシンワイド自動継続コース、ワリッシン自動継続コース、あおぞらスーパー自動継続コース）

このコースは、債券の新規発行の終了およびこれに伴う自動継続・買増の終了により、債券発行終了日の翌日以降に自動継続されずに償還日を迎える債券（ただし、〔債券総合口座取引規定〕5.(2)但書により債券発行終了日後においてもなお利用できる総合口座取引の債券となっているものにかぎり）を、以下の定めに従い、その償還日（リッシン・リッシンワイド5年満期、ワリッシン・あおぞらスーパー1年満期）までお預りするものです。

1.（利子のお支払い）

この口座に保護預り中のリッシンまたはリッシンワイドについて、利払日が到来したときは、その利子を当行所定の方法でお支払いします。

2.（償還金のお支払い）

(1) この口座に保護預り中のリッシン、リッシンワイド、ワリッシンまたはあおぞらスーパーについて、償還日が到来したときは、その償還金はすべて債券総合口座の普通預金に受入れます。

(2) 前記(1)の場合、債券総合口座の普通預金に受入れた資金は〔債券総合口座取引規定〕2.(5)の定めにかかわらず、〔債券総合口座取引規定〕2.(4)により貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。

3.（継続適用）

お客さまからとくにお申出のないかぎり、前記1.および2.の手続を継続します。

債券総合口座取引規定

1. (債券総合口座取引)

次の①から③までの取引は、債券総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。

- ①普通預金
- ②債券の保護預りのうち以下のコース
 - A. リッシン、リッシンワイド、ワリッシン、あおぞらスーパーの各自動継続コース
 - B. ワリッシン積立プラン
 - C. ワリッシン積立コース、リッシン大型コース、リッシン大型[Ⓜ]コース
- ③前記②の債券、その保護預り払出請求権を担保とする当座貸越

2. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行は、当座貸越の利用を制限する別の場合に該当するときを除き、この取引の債券を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前記(1)による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引のワリッシンおよびあおぞらスーパー額面合計額の80%、リッシンおよびリッシンワイド額面合計額の90%の総合計額または500万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) この取引の債券、その保護預り払出請求権およびその他の返還請求権には貸越金の担保として次の金額を限度に質権が設定されます。

- | | |
|--|--|
| ①ワリッシン・あおぞらスーパーを担保とする場合 | 625万円 |
| ②リッシン・リッシンワイドを担保とする場合 | 556万円 |
| ③前記①のワリッシン・あおぞらスーパーと前記②のリッシン・リッシンワイドを合わせて担保とする場合 | 当行所定の算式により算出した金額
(556万円～625万円の間の金額) |

なお、債券が数回号ある場合には、貸越利率の低い順序、かつ貸越利率が同一の場合には、購入日（自動継続（乗換）された場合はその継続（乗換）日）の早い順序に従い担保とします。また、貸越利率が同一で、担保債券の購入日が同一の場合には、ワリッシン、あおぞらスーパー、リッシン、リッシンワイドの順とします。

- (4) 前記(1)による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は、その決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には貸越利率の高い順にその返済にあてます。
- (5) 貸越金担保となっている債券について償還・買取り・払戻し・払出し（以下「償還等」といいます。）の申出があった場合には、その償還等にかかる債券の金額を除外して残りの債券につき、前記(2)に規定する極度額を算定しなおし、前記(3)と同様の方法により貸越金の担保とします。
この場合、貸越金が新極度額を超えることとなるときは、直ちに新極度額を超える金額を支払ってください。
なお、このお支払いがない場合には、償還等によるお支払い等はいたしません。

3. (貸越金利息等)

- (1) ①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日、計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。
この場合、貸越利率は店頭表示の貸越利率表記載の利率（年365日の日割計算）とします。
- ②前記①の組入れにより極度額を超える場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額を超える金額を支払ってください。
- ③この取引による債券の全額について償還等の申出があった場合には、前記①にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

なお、債券の一部について償還等の申出があった場合でも当行からの請求があった場合は同様とします。

これらのお支払いがない場合には、償還等によるお支払い等はいたしません。

(2) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 14% (年 365 日の日割計算) とします。

4. (即時支払)

(1) お客さまにつき次の各事由が一つでも生じた場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。

① 支払の停止があったとき、または破産、民事再生手続開始もしくは外国倒産処理手続承認の申立があったときなど、債務整理に関して裁判所の関与する手続きの申立があったとき。

② 貸越金の担保となっている債券、その保護預り払出請求権およびその他の返還請求権について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。

③ 相続の開始があったとき。

④ 前記 3. (1) ①の組入れにより極度額を超えたまま 6 か月を経過したとき。

⑤ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき。

(2) お客さまにつき次の各事由が一つでも生じた場合に貸越元利金等があるときは当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

① 当行に対する債務の一部でも返済が遅れているとき。

② [共通規定] 12. にもとづき、普通預金取引が停止されまたは普通預金口座が解約されたとき。

③ その他、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

5. (解約等)

(1) 貸越取引の解約申出があった場合、この取引は終了するものとします。

(2) この取引は、前記(1)のほか、債券発行終了日を経過した場合にも、終了するものとします。ただし、貸越元利金等があるときは、この取引の債券(前記 2. (3)により貸越金の担保となっている債券を含みます。)のお預り残高がすべてなくなった時点で、この取引は終了するものとします。

(3) 前記(1)および(2)但書によりこの取引が終了した場合、貸越元利金等があるときは、それらを支払ってください。

(4) お客さまにつき前記 4. の各事由が一つでも生じた場合、当行はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

6. (差引計算)

(1) この取引による当行に対する債務を履行しなければならない場合には、当行は貸越元利金等とこの取引の債券元利金その他当行に対する債権とを、その償還日前でも相殺できるものとします。

(2) 前記(1)の相殺ができる場合には、当行は、事前の通知および所定の手続を省略して、この取引における債券につきその償還日到来のいかににかかわらず、一般に適当と認められる方法、時期、価格等によって償還、買取または処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額をもって当行に対する債務の弁済にあて、またはこれを当行所定の方式により評価額を算定のうえ、当行に対する債務の全部もしくは一部の弁済に代えて取得することもできるものとします。

(3) 前記(1)および(2)によって差引計算をする場合、債権債務の利息および損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとします。

(4) 前記(1)から(3)までによって当行に対する債務の弁済に充当し、なお残債務がある場合には、直ちに支払ってください。

以 上

実施日：平成 23 年 9 月 28 日

その他関連諸規定

盗難通帳等による預金等の払戻被害に関する規定

1. (適用範囲等)

- (1) この規定は、当行と預金契約または保護預り口座（当行債）取引契約を締結する個人のお客さまが当行に有する預金および債券で、払戻し、解約、換金または払出し（以下「払戻し等」といいます。）の際に、当行所定の払戻請求書または証書裏面の受取欄に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）し、通帳、証書または取引証（以下「通帳等」といいます。）を提出する預金および債券（以下「本件預金等」といいます。）について適用されます。
- (2) この規定は、本件預金等に関する各規定（以下「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに、原規定と一体として取り扱われるものとし、この規定に定めがある事項は、この規定の定めが優先して適用され、この規定に定めがない事項については原規定が適用されるものとします。

2. (盗難通帳等による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻し、解約、換金または払出し（以下「当該払戻し等」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、お客さまは当行に対して当該払戻し等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻し等がお客さまの故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻し等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻し等が行われたことについて、当行が善意無過失であることおよびお客さまに過失（重大な過失を除きます。）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記(1)および(2)の規定は、前記(1)にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる通帳等を用いて行われた不正な払戻し、解約、換金または払出しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻し等が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻し等がお客さまの重大な過失により行われたこと
 - B. お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. お客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が本件預金等についてお客さまに払戻し等を行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前記(1)の規定に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、お客さまが、当該払戻し等を受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同

様とします。

- (6) 当行が前記(2)の規定により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、本件預金等にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が前記(2)の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻し等を受けた者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

3. (保護預り口座(当行債)取引契約等に付随する貸越契約に基づき行う借入れの場合の準用)

- (1) 前記1. および2.の規定は、お客さまが、当行との間で締結した保護預り口座(当行債)取引契約等に付随する貸越契約等に基づき、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)し、通帳等を提出することにより行う金銭の借入れに適用します。この場合、前記2.(2)の規定の適用においては、前記2.(1)の規定の各号に該当することを条件として、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた当該借入れ(手数料や利息を含みます。)について、当行はその支払いを請求しないものとします。ただし、当該借入れが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよびお客さまに過失(重大な過失を除きます。)があることを当行が証明した場合には、当行が支払いを求めることができない金額は、当該借入れに係る額の4分の3に相当する金額とします。
- (2) 前記2.(3)の場合、または前記2.(4)の各号のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、前記(1)の規定は適用しないものとします。

4. (預金等の払戻し等の際の本人確認手続)

当行は、本件預金等の払戻し等の手続に際し、原規定に定める払戻し等の手続に加え、本件預金等の払戻し等を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻し等を行いません。

5. (届出事項の変更、通帳等の再発行等)

本件預金等に関する原規定における、届出事項の変更、通帳等の再発行等に関する定めについては、(2)を(3)に、(3)を(4)に、(4)を(5)にそれぞれ繰り下げたうえ、(1)を下記の通り変更し、(2)として下記の条項を追加するものとします。

記

- (1) 通帳等や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店(取扱店)に届出てください。
- (2) 前記(1)の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

6. (規定の変更等)

この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとし、当該変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

実施日：平成20年8月11日

反社会的勢力の排除に関する規定

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

当行との各種預金その他の取引または当行が提供する各種サービス等（以下、これらの取引またはサービス等を総称して「取引」といい、取引に係る契約・約定・規定等を「原契約」といいます。）は、後記 2. (1)①から③までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 2. (1)①から③までの一つにでも該当する場合には、当行は取引の開始をお断りするものとします。

2. (取引の停止、解約等)

(1)お客さま（取引にかかる代理人および保証人を含み、法人の場合は当該法人の役員等を含みます。以下同じです。）が次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行は取引を停止し、または通知することにより原契約を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①お客さまが行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他A. からE. に準ずる者

③お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他A. からD. に準ずる行為

(2) 原契約に解約がなされたときの手続・方法または利息・損害金・手数料・貸越元利金等の取扱いについて定めがある場合には、前記(1)による解約につきこれらの定めを準用します。解約された取引にかかる残高がある場合の手続に際しては、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。なお、解約により生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

3. (その他)

(1) この規定は、原契約の一部を構成するとともに、原契約と一体として取り扱われるものとします。この規定は、原契約に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、この規定と抵触しない原契約の各条項の効力を変更するものではありません。なお、原契約にこの規定と同様の条項がある場合は、原契約の当該条項が優先して適用されるものとします。

(2) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由が認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとし、当該変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

実施日：平成 22 年 8 月 16 日